



長野県報

9月16日(火)
平成20年
(2008年)
第1999号

目次

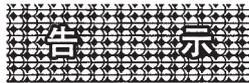
告示

解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	1
建築士法第15条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者(建築指導課).....	2

公告

一般競争入札(2件)(情報統計課).....	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室).....	5
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(4件)(産業政策課).....	5
一般競争入札(2件)(高校教育課).....	8

正誤(河川課).....	10
--------------	----



長野県告示第528号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成20年9月16日

長野県知事 村井 仁

- 解除に係る保安林の所在場所
北佐久郡軽井沢町大字長倉字長倉山2126の1(国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第529号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成20年9月16日

長野県知事 村井 仁

- 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡松川町生田2171、2172の1、2172の7、2172の9

- 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第530号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成20年9月16日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所

飯田市上久堅11897の1

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第531号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成20年9月16日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 上田市上室賀字長谷28の1、28の2、30の1、30の2、31、32のイ、32のロ、字三ツ頭1746の1（次の図に示す部分に限る。）、1746のイの2
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字長谷28の2・字三ツ頭1746の1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第532号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成20年9月16日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 上田市真田町長字上海道591の1、592の1、593の2、596の1、597
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第533号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第3号に規定する同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を、次のとおり定めます。

平成20年9月16日

長野県知事 村井 仁

- 1 次の表の左欄に掲げる学校において、中欄に掲げる科目を修めて卒業した後、右欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

左 欄	中 欄	右欄
学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく大学又は高等専門学校	平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）の規定に基づく防衛大学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校	平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目	0年
	平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
学校教育法の規定に基づく高等学校又は中等教育学校	平成20年国土交通省告示第744号の第1に規定する科目（同告示第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	4年

〔注〕 中欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法の規定に基づく大学（短期大学を除く。）にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の例によるものとし、学校教育法の規定に基づく短期大学にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の例によるものとし、学校教育法の規定に基づく高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法の規定に基づく防衛大学校、職業能力開発促進法の規定に基づく職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法の規定に基づく職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法の規定に基づく高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。

2 次の表の第1欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が第2欄に掲げる年数以上で、第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の第3欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第4欄に定める年数以上の建築実務の経験を有する者

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
学校教育法の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令の規定に基づく中等学校	2年	平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目	0年
		平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
		平成20年国土交通省告示第743号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。)	2年
	1年	平成20年国土交通省告示第744号の第1に規定する科目	3年
学校教育法の規定に基づく中学校	2年	平成20年国土交通省告示第744号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。)	4年
	1年	平成20年国土交通省告示第744号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。)	5年

(注) 第3欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法の規定に基づく専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)の規定の例によるものとし、学校教育法の規定に基づく各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表の第1欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定に基づく職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が第2欄に掲げる年数以上で、第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の第3欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第4欄に定める年数以上の建築実務の経験を有する者

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
学校教育法の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令の規定に基づく中等学校	3年	国土交通省告示第743号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
	2年	国土交通省告示第743号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。)	2年
	1年	国土交通省告示第744号の第1に規定する科目	3年
	3年	国土交通省告示第744号の第1に規定する科目	3年

学校教育法の規定に基づく中学校	2年	国土交通省告示第744号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。)	4年
	1年	国土交通省告示第744号の第1に規定する科目(同告示第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。)	5年

(注) 第3欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

4 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に昭和47年長野県告示第260号(以下「旧告示」という。)第1号から第10号に掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じて、それぞれ旧告示第1号から第10号(以下この号において「旧告示第1号等」という。)に定める年数に満たない年数しか有しない者で、施行日以後に施行日前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示第1号等に定める年数以上有することとなる者

5 施行日前から引き続き旧告示第1号から第6号まで又は第8号(以下この号において「旧告示第1号等」という。)に掲げる課程に在学する者で、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ旧告示第1号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなる者

6 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の18に規定する建築設備士

7 前各号に掲げる者のほか知事が建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者
附則

1 この告示は、平成20年11月28日から施行する。

2 昭和47年5月1日付け長野県告示第260号は、廃止する。

建築指導課